

○新潟県中東福祉事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例

平成 29 年 3 月 3 日組合条例第 3 号

(設置)

第 1 条 新潟県中東福祉事務組合情報公開条例(平成 29 年新潟県中東福祉事務組合条例第 1 号)及び新潟県中東福祉事務組合個人情報保護条例(平成 29 年新潟県中東福祉組合条例第 2 号)並びに行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の公正な運用等を図るため、新潟県中東福祉事務組合情報公開・個人情報保護審査会を置く。

(準用規定)

第 2 条 五泉市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成 18 年五泉市条例第 18 号)の規定をこの組合の条例として準用して適用する。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。